

転居（東大阪市内での引っ越し）に関する手続き

令和7年4月1日現在

項目	対象の方	手続き時期	必要なもの	手続き窓口	備考
☐ 転居届	市内で引っ越しされた方	転居後14日以内	・届出人の本人確認書類 ・印鑑（自署ができる場合は不要） 【別世帯の代理人が手続きする場合】 ・委任状 ・代理人の本人確認書類 【以下、所有者のみ】 ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード ・特別永住者証明書または在留カード	・市民課 住基担当（本庁舎2階） ☎06-4309-3164（FAX）06-4309-3802 ・各行政サービスセンター（施設一覧参照）	
☐ 印鑑登録申請	印鑑登録申請をされる方	転居届出後随時	・登録する印鑑 ・届出人の本人確認書類 【代理人が手続きする場合】 ・登録する印鑑 ・委任状 ・代理人の本人確認書類	・市民課 住基担当（本庁舎2階） ☎06-4309-3164（FAX）06-4309-3802 ・各行政サービスセンター（施設一覧参照）	すでに東大阪市内で印鑑登録されている方について、印鑑の変更希望がない場合はお手続きは不要です。 東大阪市内で印鑑登録をされていない方で、印鑑登録を希望される場合は申請が必要となります。 詳しくは市ウェブサイトからご確認ください。 
☐ マイナンバーカードの券面記載事項の変更（住所変更等）	市内で引っ越しされた方（マイナンバーカードの所有者）	転居届出時	・マイナンバーカード ・カード交付時に設定済の暗証番号	・市民室（別館1階、マイナンバーカード布施駅前臨時窓口） ☎06-4309-3163（FAX）06-4309-3012 ・各行政サービスセンター（施設一覧参照）	ご本人以外の代理人が手続きを行う場合、必要書類が変わる場合があるため、左記までお問合せください。
☐ マイナンバーカードの券面記載事項の変更に伴う署名用電子証明書の発行	市内で引っ越しされた方（マイナンバーカードの所有者）	転居届出後随時	・マイナンバーカード ・カード交付時に設定済の暗証番号	・市民室（別館1階、マイナンバーカード布施駅前臨時窓口） ☎06-4309-3163（FAX）06-4309-3012 ・各行政サービスセンター（施設一覧参照）	ご本人以外の代理人が手続きを行う場合、必要書類が変わる場合があるため、左記までお問合せください。 ※署名用電子証明書は、マイナンバーカードの記載事項（住所等）に変更が生じると自動的に失効するため、引き続きご利用になる場合はお手続きください。
☐ 国民健康保険	国民健康保険に加入されている方	転居届出後すぐ	・資格確認書または保険証 ・その他国民健康保険に関する受給者証等 ・届出人の本人確認書類	・資格給付課（本庁舎2階） ☎06-4309-3167（FAX）06-4309-3804 ・各行政サービスセンター（施設一覧参照）	住民登録窓口にて転居手続き後、国民健康保険窓口にて手続きをしてください。
☐ 後期高齢者医療制度	後期高齢者医療制度に加入されている方	転居届出後すぐ	・資格確認書または保険証 ・その他後期高齢者医療に関する受給者証等 ・本人確認書類	・資格給付課（本庁舎2階） ☎06-4309-3167（FAX）06-4309-3804 ・各行政サービスセンター（施設一覧参照）	住民登録窓口にて転居手続き後、後期高齢者医療窓口にて手続きをしてください。

項目	対象の方	手続き時期	必要なもの	手続き窓口	備考
□ 介護保険	(ア)介護保険被保険者証をお持ちの方 (イ)要介護認定を受けている方	転居届出後すぐ	・ 介護保険被保険者証 【要介護認定を受けている場合】 ・ 介護保険負担割合証	【介護保険被保険者証に関すること】 ・ 介護保険料課（本庁舎9階） ☎06-4309-3188（FAX）06-4309-3814 ・ 福祉事務所 高齢・障害福祉係 （東）☎072-988-6617（FAX）072-988-6671 （中）☎072-960-9275（FAX）072-964-7110 （西）☎06-6784-7980（FAX）06-6784-7677 ・ 各行政サービスセンター（施設一覧参照） 【負担割合証に関すること】 ・ 給付管理課（本庁舎9階） ☎06-4309-3186（FAX）06-4309-3814	転居後の住所を反映した介護保険被保険者証の再交付は介護保険料課でのみ対応可。 転居後の住所を反映した介護保険負担割合証の再交付は給付管理課でのみ対応可。 下記リンクより電子申請可 （介護保険負担割合証の再交付申請）  （介護保険被保険者証等再交付申請） 
□ 児童手当	児童手当を受給されている方 （対象児と別居している方のみ）	転居届出後すぐ	・ 届出人の本人確認書類	・ 国民年金課（本庁舎3階） ☎06-4309-3165（FAX）06-4309-3805 ・ 各行政サービスセンター（施設一覧参照）	対象児と別居の場合は手続きが必要となります。 世帯全員での転居の場合は原則手続きが不要です。 下記リンクより電子申請可 
□ 児童扶養手当	児童扶養手当を受給されている方	転居届出後すぐ	・ 届出人の本人確認書類 ・ 次の①～③のうちいずれか ①電気、ガス、水道のうち2種類以上の公共料金の明細書 ②【転居先が賃貸の場合】賃貸借契約書 ③【転居先が持家の場合】売買契約書または登記簿謄本	・ 国民年金課（本庁舎3階） ☎06-4309-3165（FAX）06-4309-3805 ・ 各行政サービスセンター（施設一覧参照）	
□ 特別児童扶養手当	特別児童扶養手当を受給されている方	転居届出後すぐ	・ 届出人の本人確認書類	・ 国民年金課（本庁舎3階） ☎06-4309-3165（FAX）06-4309-3805 ・ 各行政サービスセンター（施設一覧参照）	

項目	対象の方	手続き時期	必要なもの	手続き窓口	備考
☐ ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭医療費助成を受けている方	転居届出後すぐ	・ひとり親家庭医療証	・医療助成課（本庁舎3階） ☎06-4309-3166（FAX）06-4309-3805 ・各行政サービスセンター（施設一覧参照）	下記リンクより電子申請可 
☐ 子ども医療費助成	子ども医療費助成を受けている方	転居届出後すぐ	・子ども医療証	・医療助成課（本庁舎3階） ☎06-4309-3166（FAX）06-4309-3805 ・各行政サービスセンター（施設一覧参照）	下記リンクより電子申請可 
☐ 小学校・中学校の転校	東大阪市立の小学校・中学校・義務教育学校へ転校される児童・生徒	転居届出後すぐ	・転退学通知書（転居届後に交付します） ・転入学通知書（転居届後に交付します） ・前学校で交付される在学証明書、教科書給与証明書	・転校前の学校 ・転校先の学校	転居の手続き時に交付される転退学通知書を今の学校に提出してください。 （問）学事課就学チーム ☎06-4309-3271 （FAX）06-4309-3838
☐ 留守家庭児童育成クラブ	転居後の小学校が変わり、引き続き留守家庭児童育成クラブの利用を希望される方	随時	・入会申込書 ・児童の放課後の適切な保護が困難であることを証明する書類（就労証明書等）	・転校先の小学校内クラブ室	（問）青少年教育課 ☎06-4309-3281 （FAX）06-4309-3835 （様式等） 
☐ 保育所等	保育所等を利用されている方	転居届出後すぐ	詳しくは手続き窓口までお問い合わせください。	・施設利用相談課（本庁舎7階） ☎06-4309-3202（FAX）06-4309-3817 ・福祉事務所 子育て支援係 （東）☎072-988-6619（FAX）072-988-6671 （中）☎072-960-9274（FAX）072-964-7110 （西）☎06-6784-7982（FAX）06-6784-7677	
☐ 身体障害者手帳	身体障害者手帳をお持ちの方	転居届出後すぐ	・身体障害者手帳（管轄の福祉事務所が変わる場合は以下の書類も必要） ・本人確認書類 ・マイナンバー確認書類	・福祉事務所 高齢・障害福祉係 （東）☎072-988-6628（FAX）072-988-6671 （中）☎072-960-9285（FAX）072-964-7110 2F （西）☎06-6784-7980（FAX）06-6784-7677	
☐ 療育手帳	療育手帳をお持ちの方	転居届出後すぐ	・療育手帳	・福祉事務所 高齢・障害福祉係 （東）☎072-988-6628（FAX）072-988-6671 （中）☎072-960-9285（FAX）072-964-7110 2F （西）☎06-6784-7980（FAX）06-6784-7677	

項目	対象の方	手続き時期	必要なもの	手続き窓口	備考
☐ 精神障害者保健福祉手帳	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	転居後30日以内	・精神障害者保健福祉手帳	・保健センター (東) ☎072-982-2603 (FAX)072-986-2135 (中) ☎072-965-6411 (FAX)072-966-6527 (西) ☎06-6788-0085 (FAX)06-6788-2916	
☐ 自立支援医療費（精神通院医療）	自立支援医療受給者証をお持ちの方	お持ちの有効期間内	・自立支援医療受給者証 ・マイナンバー確認書類	・保健センター (東) ☎072-982-2603 (FAX)072-986-2135 (中) ☎072-965-6411 (FAX)072-966-6527 (西) ☎06-6788-0085 (FAX)06-6788-2916	
☐ 自立支援医療費（育成医療）支給制度 小児慢性特定疾病医療費助成制度	自立支援医療（育成医療）支給制度や小児慢性特定疾病医療費助成の受給者証をお持ちの方	転居届出後すぐ	・受給者証 ・本人確認書類	・保健センター (東) ☎072-982-2603 (FAX)072-986-2135 (中) ☎072-965-6411 (FAX)072-966-6527 (西) ☎06-6788-0085 (FAX)06-6788-2916	
☐ 未熟児養育医療給付制度	未熟児養育医療給付制度の養育医療券をお持ちの方	転居届出後すぐ	・養育医療券 ・本人確認書類	・保健センター (東) ☎072-982-2603 (FAX)072-986-2135 (中) ☎072-965-6411 (FAX)072-966-6527 (西) ☎06-6788-0085 (FAX)06-6788-2916	
☐ 自立支援医療費（更生医療）	自立支援医療受給者証をお持ちの方	転居届出後すぐ	・自立支援医療受給者証 ・身体障害者手帳 ・健康保険証（資格確認書、資格情報のお知らせ） ・マイナンバー確認書類	・福祉事務所 高齢・障害福祉係 (東) ☎072-988-6628 (FAX)072-988-6671 (中) ☎072-960-9285 (FAX)072-964-7110 2F (西) ☎06-6784-7980 (FAX)06-6784-7677	
☐ 公害医療手帳	公害医療手帳をお持ちの方	転居届出後すぐ	・公害医療手帳 ・本人確認書類（新住所が確認できるもの）	・保健所 健康づくり課 ☎072-960-3802 (FAX)072-970-5821	
☐ 特定医療費（指定難病）受給者証	特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方	転居届出後すぐ	・特定医療費（指定難病）受給者証 ・住所変更確認書類 詳しくは手続き窓口へご確認ください。	・保健センター (東) ☎072-982-2603 (FAX)072-986-2135 (中) ☎072-965-6411 (FAX)072-966-6527 (西) ☎06-6788-0085 (FAX)06-6788-2916	
☐ 特別障害者手当・障害児福祉手当	各種手当を受けている方	転居届出後すぐ	・障害手帳 ・金融機関の通帳（手当受給者）	・福祉事務所 高齢・障害福祉係 (東) ☎072-988-6628 (FAX)072-988-6671 (中) ☎072-960-9285 (FAX)072-964-7110 2F (西) ☎06-6784-7980 (FAX)06-6784-7677	管轄の福祉事務所が変わらない場合は住所変更届が必要
☐ 重度障害者医療費助成	重度障害者医療証をお持ちの方	転居届出後すぐ	・重度障害者医療証	・医療助成課（本庁舎3階） ☎06-4309-3166 (FAX)06-4309-3805 ・各行政サービスセンター（施設一覧参照）	下記リンクより電子申請可 

項目	対象の方	手続き時期	必要なもの	手続き窓口	備考
☐ 障害福祉サービス	障害福祉サービスを受けている方	転居届出後すぐ	・ 障害福祉サービス受給者証	・ 障害福祉認定給付課（本庁舎9階） ☎06-4309-3184（FAX）06-4309-3813	下記リンクより電子申請可 
☐ 障害児通所支援	障害児通所支援のサービスを受けている方		・ 障害児通所支援受給者証	・ 障害児サービス課（本庁舎9階） ☎06-4309-3248（FAX）06-4309-3813	
原動機付自転車等 ☐ （125cc以下及び小型特殊自動車）	原動機付自転車等を所有または使用している方		・ 申告済証 ・ 届出人の本人確認書類	・ 税制課 軽自動車税係（本庁舎3階） ☎06-4309-3134（FAX）06-4309-3810	【軽自動車に関すること】 ・ 軽自動車検査協会大阪主管事務所高槻支所 ☎050-3816-1841 【二輪車に関すること】 ・ 近畿運輸局大阪運輸支局 ☎050-5540-2058
☐ 市民共済	東大阪市民交通災害共済・火災共済に加入されている方	転居届出後すぐ	・ 市民共済会員証	・ 市民生活総務課（本庁舎5階） ☎06-4309-3158（FAX）06-4309-3812 ・ 各行政サービスセンター（施設一覧参照）	下記リンクより電子申請可 
☐ 水道	水道を契約されている方		お客様番号（「水量のお知らせ」等に記載）もしくは水栓番号（玄関やドアの上部・郵便ポスト等に貼付されている「水栓番号シール」に記載）	・ インターネット ・ 電話（東大阪市水道サービスセンター） ☎06-4307-6201	問い合わせは東大阪市水道サービスセンター
☐ 犬の登録	市内で引っ越しされた方	転居後30日以内		・ 保健所 食品衛生課 ☎072-960-3803（FAX）072-960-3807 ・ 動物指導センター ☎072-963-6211（FAX）072-963-1644	犬の所在地変更 下記リンクより電子申請可 
☐ 犬の登録（犬がマイクロチップを装着し、かつ環境省データベースに登録しているとき）	市内で引っ越しされた方	転居後30日以内	環境省データベース「犬と猫のマイクロチップ情報登録」にて変更登録してください。変更登録した場合には、本市窓口での手続きは不要です。	犬と猫のマイクロチップ情報登録 https://reg.mc.env.go.jp/ 	犬の所在地変更

項目	対象の方	手続き時期	必要なもの	手続き窓口	備考
☐ 空き家の適正管理	空き家を所有されている方	—	—	・ 空家対策課（本庁舎15階） ☎06-4309-3244（FAX）06-4309-3829	空き家は、所有者の知らない間に近隣に被害をもたらしてしまう可能性がありますので適正に管理いただきますようお願いいたします。 もし、売却や賃貸の希望があればご相談ください。
☐ し尿収集（くみ取り便所）	転居された方（し尿収集が必要な方・し尿収集を依頼している方）	転居届後すぐ	詳しくは手続き窓口にお問い合わせください。	（公財）東大阪市公園環境協会 ☎072-966-6675（FAX）072-966-6683	
☐ 家庭ごみ収集開始依頼	転入された方・新たに戸建住宅に引っ越しされた方（戸別収集を行っている地域のみ）	随時	詳しくはウェブサイトをご確認ください。 https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000035363.html 	（問） ・ 環境部 東部環境事業所 ☎072-984-8005（FAX）072-984-6519 ・ 環境部 中部環境事業所 ☎072-963-3210（FAX）072-966-6355 ・ 環境部 西部環境事業所 ☎06-6722-2994（FAX）06-6727-9423 ・ 環境部 北部環境事業所 ☎06-6789-1851（FAX）06-6789-9044	お住まいの地域によって担当事業所が異なります。
☐ 市公式LINE 基本情報の受信設定から基本情報アンケートの変更	すべての人	随時	LINEアプリ	LINEアプリから （転居用二次元コード） 	・ 広報課 ☎06-4309-3102（FAX）06-4309-3822
☐ 図書館の利用手続	東大阪市立図書館の利用カードをお持ちの方	随時	詳しくは図書館にお問い合わせください。	・ 永和図書館 ☎06-6730-6677（FAX）06-6727-5568 ・ 花園図書館 ☎072-965-7700（FAX）072-965-9212 ・ 四条図書館 ☎072-982-1235（FAX）072-984-6079 ・ 大蓮分室 ☎06-6728-0200（FAX）06-6730-7337 ・ 石切分室 ☎072-982-1030（FAX）072-982-1030	

（注1）代理人が手続きを行う場合は、原則委任状が必要です。

（注2）本人確認書類は原則次のAまたはBの書類を用意してください。なお、手続きにより必要な書類が異なる場合がございます。

- A. 官公署が発行した資格証明書で顔写真が貼付されたものであれば **1点**
※マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳 など
- B. 官公署が発行した資格証明書等で顔写真の貼付されていないもの **2点**
※資格確認書、被保険者証（健康保険・介護保険）、年金手帳 など

この一覧は転居の際に市役所で行う一般的な手続きを記載したものになります。
個々の状況により必要な手続きが異なる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

上記手続きにかかる主な施設一覧

施設	所在地		電話番号	FAX番号
市役所本庁舎	荒本北1-1-1		☎06-4309-3000（代表）	
日下行政サービスセンター	日下町3-1-7		☎072-986-9282	【FAX】 072-986-9290
四条行政サービスセンター	南四条町1-7		☎072-988-3111	【FAX】 072-988-3114
中鴻池行政サービスセンター	中鴻池町2-3-13		☎06-6747-1590	【FAX】 06-6744-2743
若江岩田駅前行政サービスセンター	岩田町4-3-22-500（希来里5階）		☎072-967-6530	【FAX】 072-967-6564
楠根行政サービスセンター	楠根1-12-12		☎06-6745-9144	【FAX】 06-6745-9146
布施駅前行政サービスセンター	長堂1-8-37（ヴェル・ノール布施5階）		☎06-6784-2000	【FAX】 06-6784-2017
近江堂行政サービスセンター	近江堂3-12-15		☎06-6730-5718	【FAX】 06-6730-5720
マイナンバーカード布施駅前臨時窓口	長堂1-8-37（ヴェル・ノール布施1階）		☎06-4309-3163	【FAX】 06-4309-3012
東福祉事務所	旭町1-1	高齢・障害福祉係	☎072-988-6617・28	【FAX】 072-988-6671
		子育て支援係	☎072-988-6619	【FAX】 072-988-6671
中福祉事務所	岩田町4-3-22-300（希来里2階）	高齢・障害福祉係	☎072-960-9275・85	【FAX】 072-964-7110
		子育て支援係	☎072-960-9274	【FAX】 072-964-7110
西福祉事務所	高井田元町2-8-27	高齢・障害福祉係	☎06-6784-7980・81	【FAX】 06-6784-7677
		子育て支援係	☎06-6784-7982	【FAX】 06-6784-7677
保健所	岩田町4-3-22	食品衛生課	☎072-960-3803	【FAX】 072-960-3807
		健康づくり課	☎072-960-3802	【FAX】 072-970-5821
		母子保健課	☎072-970-5820	【FAX】 072-960-3809
東保健センター	旭町1-1		☎072-982-2603	【FAX】 072-986-2135
中保健センター	岩田町4-3-22-300（希来里3階）		☎072-965-6411	【FAX】 072-966-6527
西保健センター	高井田元町2-8-27		☎06-6788-0085	【FAX】 06-6788-2916
動物指導センター	水走3-12-32		☎072-963-6211	【FAX】 072-963-1644
上下水道局（水道庁舎）	若江西新町1-6-6	水道サービスセンター	☎06-4307-6201	【FAX】 06-6721-2371
		水道庁舎（代表）	☎06-6724-1221	【FAX】 06-6721-2374
東大阪年金事務所	永和1-15-14		☎06-6722-6001	【FAX】 06-6725-0838